

==== 公布された条例のあらまし ====

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中心市街地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税について定める規定中、引用している中心市街地の活性化に関する法律の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年8月2日とする。